南 柯堂夢笑道人 『操律詐欺』

小説的側面を中心に

池 田 彦

作品 向きの奇書であること、別稿にて触れた通りである。近々文 (これらにそれぞれ頭評が加えられている) の虚実両様 耕造、 0 刑罰が下されるかを漢字カタカナ交り文で示して行ったも 生ずべき〈詐欺〉の案件二十件を一般的な小説体を用いて 全百頁、定価十五銭、発行者 魁真楼蔵)であるが、これと踵を接して刊行された 露しつつ、そのそれぞれについて法律上如 南柯堂夢笑道人こと萩倉耕造の実質唯一の純然たる小説 (明治廿二年一月三十日印刷、同廿二年二月四日出版 は、 印刷所 詐欺を巡る物語と判決文、それに著者による評語と 『決闘状』(明治二十一年十一月十日出版、 応広社、 東雲堂刊)も、半ば小説半ば判決 木田吉太郎、著作者 何なる判決 萩倉 東京

> 編 本稿はその小説的側 いう要素が三位一体的に機能した取り合 0 個の警世の書であるが、 犯罪 (短編) 小説集と見做すことも又可能であって、 面の要約・ 小説的部分のみを取り出して一 紹介に若干の考察を加える わせの妙 の光る、

ことを旨とするものである。

裁判官検察官其他人名地名等ヲ記載スルモ其実アルニアラ 詐欺ノ事実ヲ蒐録シ之レニ法律ヲ擬シタルモノナレハ書 ルニアルノミ」、又曰く、「本書ハ詐欺ノ事実ト之ニ該当ス 唯ダ之ガ名ヲ仮リ読者ヲシテ記憶シ安スカラシメントス 刑罰ヲ知ラスルノ意ニ出ルヲ以テ成ルベク件数ヲ多クセ 本書の「凡例」に曰く、 「本書ハ后来社会ニ出 現スベ 中 丰

ス

ル

ンタ 欺 の性格をよく言い表わしていると言うことが出来る。 ヲ免レ得ルニ幾カラン」 して油断することの無ければ「十中ノ九位以上詐欺ノ厄難 スル勿レ」と。 記載シタレバ読者幸ヒニ全篇ヲ通読シテ著者ノ麁漏ヲ叱責 リトセズ且ツ擬律ノ如キモ勉メテ重複ヲ避ケ僅ニ其大要ヲ 事実」と言っても「后来社会ニ出現スベキ」もので メ勉メテ文辞ヲ省畧シタレバ文章ノ体裁元ヨリ完全ナ 不日次編を出すこと、 更には、 と編者は記してい 本書で詐欺犯を網羅してはい 但し、 本書一冊でもよく活用 ない



図1 『詐欺』表紙(国立国会図書館所蔵)

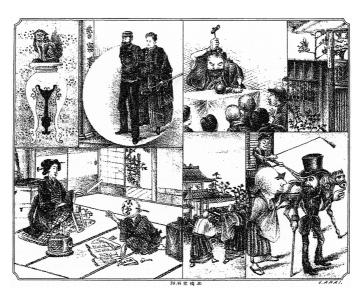


図2 『詐欺』口絵(同前)

フィクションである。しかして、 あって、 て実用性に富むものである、と言うのである 即ち虚構であり、 書中の固有名詞たるやこれ皆 虚構でありながら、

夢笑道人戯著」とあり) 如く述べられてある。 では、本書の著・編者萩倉耕造(本文冒頭には の「序」について見るに、 以下の 南柯堂

古人の所謂欺くべく誣ゆべ 成したる官尊民卑の習弊にして濫りに官辺を恐れ教ふ 招くの所為と謂ふべし第二余習とは我国封建時代に養 と余習と好僻との三種を出ざる者の如し第一欲とは食 ふべからず今試みに詐欺に遭ふの原因を提挙すれば欲 其原因を推敲するときハ詐欺に遭者も亦過失なしと謂 夫れ詐欺犯の社会を損害するや固より論なしと雖ども り而して右の外正当の職務上より詐欺に遭ふ者あるは り第三好僻とハ人各々其好む所に僻する為め詐欺に陥 の心より詐欺に罹る者なれば其愚痴又憐れむに堪へた れ詐欺に遭ふ者にして比種類最も多きも皆是れ自から e V 色欲、 れらる、ものにして道理の正しきを失ふに在り然 其他自己一身に関かる利欲の為めに惑はさ からずにて如何んとも為す

> にして擬律の数岐に分る、を知り攻法の一助となし詐 を記憶し詐欺に遇ふの厄難を免れしめ且 に之を所罰すべき刑律を摘示し読者をして平生此事実 道人頃日徒然の余り戯れに詐欺犯二十件を蒐録し其後 欺に妙を得たる悪奸も容易く其術を施す能ハざるなり と謂ふべし(中略) 能はざる厄難に似たれども是れ又自己の油 故に人々油断の心なくんば何程詐 一つ同 断に基因 す 犯

行くこととするが、本稿では特にその小説的側面に焦点を 色・目的をこれもよく言い得ているものと言えよう。 って内容の紹介と考察等を進めたく思う。 以下、「標目」に従って『詐欺』全二十章を通して見て 詐欺に遭う三つの原因を「欲」「余習」「好僻」とし、 油断」の大敵たることを強調しているので、 本書の特 更

13

欺

の罪悪たるを警戒せしめんと欲す(下略

第一 章 黄金の獅子」

種 恒 .なりされば教育の軽忽にすべからざる亦論を俟たず の産なき人にして小才覚あるハ却つて其身を過るの

彼 更理 边 の孔夫子が りに ŋ 住 なきにあ む仏書 恒 .門才助とて年令三十七八 一の産 らず弦に記載せる珍事産なければ恒の心なし の心なしと申され 0) n)人物 東京浅草 しも 0

と小新 か にもよく用 れる戯作的筆法で は、 辺 云 数頁 めて効果的なものと言えよう。 Þ 0 と書 明治二十 聞 \hat{o} 0) 短 き出 0) 枕 雑報との V いられるのではあるが)、 か -年前後 物 され 5 語 0 0 記 る 近親性 冒 勿論、 の小新聞の雑報にも実によく見受けら のであるが、 述の 頭には滑らかな物語世界への 運び 長編 ・類縁性をここに見て取って良 物、 (と言うか、 と同 特につづき物毎 玆 本書の 時 13 に、 記 載 ような一 寧ろ呼 本書中各挿話 せる珍 ジ導入に 回 吸 事 話僅 一の枕 カ Γ

盗み出 形 を示し、 略案じた才助 円の借 古屋 量 した「金 お話は……。 同 類 頑兵衛 じ 似の物を西洋 金鍍の偽物の製作を依頼する。。。。。 ば、 用 |無垢獅子の香爐細工」を置いて行く。 0 周 の長男放 銀細 旋を依 見かけと異なり 人の 工 人白 頼 太郎 所望だから、 抵 沼作平方へ が 当 訪 れ、 0 品 射 吉原 として宝物蔵 産 赴い の ح 完成後、 地 無 遊びに不足 金は真鍮 てこの香爐 13 Щ 闸 一計 才助 より 才助 L

かと思う。

爐を古物商集会の む。 と思い込んでいるらしい 鑑定して重み二百目の金無垢香爐を六百円余と踏め真鍮だが先祖より伝わる物でと差し出すに、店 は んまと紙幣百五十円を手にする。 合 度は偽物の香爐を持って又ぞろ古物商を訪れ、 放太郎に貸し手は無かったと真物の香爐を返 ら手離すつもりと言えば、 0 真物の方を携え、 Ĺ 家内と相談とて一旦帰宅する。 才助は、 音五 五 十円で手離すことにしたと言い、 或る人が百三十円の値を付けたが、 席で自慢半分鑑定させると、 古 物商須古井仁太郎方に到ると、 客才助より安く買い取ろうと企 古物商が 十日程経て番頭 家にて金の首尾を待 百五十円を提 交涉成立 į 店主 家内とも 二百円 才助 示 ょ はこの香 したの 立 V · よ 真 は ま 0

ば 捌きまでの山門才助の手の込んだ「一 く ある話、 吉 原遊び 物商 を巡っ の借金から始まる物 須古井の 黄金の て善人の一人もいない、 〉獅子」 方にも充分悪どさが の偽物作 語だが、 成 か 計 ら古物 殆ど救 放太郎 感得され 略 が 商 11 0 所 0 る。 如 0) 無 謂 き シー売 は 14 お

と言い抜けられ、

鍍

金と判明、

、警察へ訴え出たのだった……。 才助に談判するも最初より真鍮と言

0

話

である。

決が叙されるのだが、その極く一部、 国野為三、被告人 あ 延々七頁に亘って記述され った)、 因 「 み に、 「裁判官 本章では、 山門才助」などとして公判の様子、 琴尾匡、 この後一連の裁判に至る流 (本題の物語の方は四頁弱で 弁護人 最末尾のみここには 下賀良振 検察官 れが、 判

例

示して置くとしよう。

断シ尚ホ仝法第三百九十四条ニ因リ六月以上二年以下四十円以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ因リ同条ヲ以テ処ノ罪ト為シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ四円以上恐喝シテ財物若クハ証書類ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財テ交付シタル所為ハ刑法第三百九十条人ヲ欺罔シ又ハ之ヲ法律ニ照スニ香爐ヲ販売スルニ当リ偽物ト変換シ

判言渡ノ如ク理直ナルヲ以テ被告才助ハ速ニ仁太郎ニ民事原告人須古井仁太郎カ請求スル金若干円ヲ公訴裁タル偽造ノ香爐ハ没収ス

弁償ス可シ

ルコ及ビ其期限ヲ告知シテ閉庭セラレタリ為スヲ得ベキコ又言渡書ノ謄本又ハ抜書ヲ求ムルヲ得

右言渡了局シ裁判官ハ此言渡ニ対シ不服ナル片

一律でなく、後者は総じて徐々に簡略化の傾向にあると言裁判の処罰・判決部分の長さの比率は、本書全体で決して予め断って置くと、この詐欺事件を語った小説的部分と

頭に付されたものを左に引用・例示して置こう。更にまた、頭評の方も、最初ということで、これは本文

0

える。

○本章ハ貪欲ヨリ詐欺ニ罹ルモノニシテ世上其類少シーとの本章ハ貪欲ヨリ詐欺ニ罹リニ不当ノ大利ヲ僥倖セントスルモノ、本分ナルニ猥リニ不当ノ大利ヲ僥倖セントストセス蓋シ正常ノ営業ヲナシ正当ノ利益ヲ得ルハ人タ

も往々にして有ることを付言して置く。 頭評には、この後の各章で、判決に違和感を示したもの

ハ上告

新任 の警部 は

社会に跡を絶ちしは悦びても尚ほ余りあることなり然まる茶」の余習漸く脱却して上を惧れ下を圧するの悪弊封建の余智漸く脱却して上を壊れ下を圧するの悪弊

もなき次第と謂ふべし し数百年来の遺伝力暗々裡に其風を存するはまた是非

せていた。

混乱を見るが、 分署あり」と過去形の物語が語られている風な所に若干の 「今を距る七八年前或県の本庁より程遠からぬ市街に警察 来予想型の物語が語られるとされるのに反して、 例」に言う「后来社会ニ出現スベキ」話題、 と初めから主題を枕に置いて語られる。 おおよその話は、 以下のようなものであ 本書全体は 即ち原則近未 例外的に 凡

で礼儀を交わしていると、車夫らしき男が駈け来り兵隊二 男が現われ髯尾伸一と名告るので、 え知らぬ人物だった。と、その午後人品賤しからぬ洋服 ŋ された新聞 ある日、 それは月俸五十円の上等の判任で髯尾伸一という名さ 警部補と巡査十人ばかり詰め合いの分署に配 0 雑報には、 昨日警部拝命の記 署長の警部補 事が載ってお や巡査皆 0 達 る。

引き受けると言うので、 前を毀してあって備え付け金若干が警部の姿と共に消え失 知らせ。急ぎ分署に引き返すと警部は居らず、 十人ばかりと巡査が喧嘩していると報じる。警部 総出で現場に向かうとこれが 用箪笥の錠 が留守を 嘘

事なりしチエ残念やと切歯すれども追付ず跡にて考へはがみまっつか 偖は警部の新拝命ありしを種に二個の悪奸が巧みたる ば道理こそ其名に似ぬ髯のない洋服を着たソデない

n

人物であつたわ

は、 間抜 確かに認められはするのだが)、その騙り たものではないが(一歩間違えれば命にも関わる深刻さも が、この語り口自体が巧まずして詐欺的行為の有する滑稽 の要素を露呈しているものの如くでもある。 0 こうなると話も小噺のオチめいた終わり方になって来る けて可笑しなものに見えてしまう、 状況自体は、 程度の差こそあれ損害を被るという一点において堪 側面にも不図思いを馳せさせられる語り口だと思うの 往々にして客観的に見る時には、 そんな詐欺的行為 騙される 騙られる関 何処か

0)

係

だ。 は、 開明 こと小説に赴く時には何かしら戯作的調子を帯びて来 派 0 仏教徒である著者、 夢笑道人・萩倉耕造の筆

州

る。

頁少しの本文に付された五頁余りの判決文は、「右悪

相当煩雑なものになる故、以下、これを略すこととする。 等と続き、 木友太郎) まり、検察官の法律適用意見陳述、被告人(鷺坂通一・三 奸就縛ノ上本日公判ヲ開庭セラル裁判官検察官書記 メノ席ニ着シ被告人両名ニハ守卒付添ヒ出庭ス」云々と始 の弁論、 頭評には例によって著者の考えが示されるが、 再び検察官の弁論、裁判官の言い渡し 同定

のであったが、その中に一人「年令六十路近き老婆」あこには往来する紳士目当ての「神やかきゃっ」達が其処此処に居た 保養・入浴に行くのも容易になったが、ただ小田 明のお蔭には「陸蒸気」の便りがあるので、函嶺の七湯に 里余の松並木は「馬車腕力」に頼らざるを得 居眠りしていた。と、 親子の対面」 の話はこうである。 夫婦連れの温泉行きの人力を止 開け行く文 な 原 1, 湯本 そ

名栄太郎と名告って涙ながらに語るには……、

男が飛び降りて老婆の傍に跪づき、

自ら今井正義、

幼

二十二年前

几

Ŧi.

一日を経て新橋の辺りの宿屋に着き、

近々官員に嫁に遣

いたが、 娘を儲け自分は大蔵省に奉職、ずっと母の行方を探索して の上 在所は知れず、或る人の媒介で結婚し十六と十四 へ落ち行くこととなり、 一野戦争で官軍に討ち破られ、 図らずも此処で神仏の引き合わせか再会を果たせ 明治三年春本所に戻ったが母の 母を本所の屋敷に残 の二人の ĺ

せ女房が携えて来た支那「カバン」の中より相応しい着物 たのだ、云々とのことであった。 男は老婆を湯本の福住に連れ立ち行くと、 早速湯浴みさ

らず実に人ハ一種の化物ぞかし」と原文にはあり)。さて、 を着せた(「親子の敬い浅からねば更に元の袖乞老婆にあ

の始まり、で今に至っていたのだった。 に捨てられ、仕事も身に付かず、親は亡くなり兄弟は他 めその妻となり、 身を売られ、一度は全盛を極めるも、 この老婆は、元来越後生れで十六七の頃品川宿の遊女屋に 諸国を経巡る内に色香も盛りを過ぎて男 ふと旅役者に馴 れ染

ので、老婆はそのまま母親と成り済ましていた。 が引用されている― 同じ末路を辿る所を、 筆者注)にも詠まれた有名な小町と 何故か母親と敬い厚く持て成される かくて、

漢詩(「或人の詩に」として、玉乃九華の「小野小

前

なく警署へ訴へ出で老婆ハ往時に優る囹圄住居とハ夢でなは紙屑ばかり、「老婆を糺せば糺す程曖昧なる返答に止む 蜺けの殻、男が老婆と共に置いて行った「手提革袋」の中 反物と消える。 見せたいからと、老婆に妹娘の分の選り分けを託して男は の類を老婆に選ばせ、 人力で銀座通りの呉服店に到る。 る姉娘の支度にと女房を宿屋に残し、老婆と男と相乗りの 番頭が不審がり尋ね見れば、新橋の宿屋は 代価百六十三円の品を一応女房にも 御召縮緬・ 南部・ 博多帯

津根フルと名を明示され、 判決文で、男は鷺尾勉、 鷺尾は刑法第三百九十条・ 呉服屋は一杯喰太郎、 老婆は木 同第

いか」と終わる。

いない)。 により無罪放免とされる 三百九十四条により罰せられるも、 男は勿論のこと、老婆も母親にまんまと成り済ました辺 (男の「女房」については触れて フルは刑法第七十七条

に、男の悪者ぶり、 入されていた為、 あろうか。遊女屋に売られて以来の素性と経歴がなまじ挿 一見憎むべき所が有るようにも思われないではない 何か寧ろ憐れの情を呼び起こすようであるのは何故で 更に詐欺のダシに使われ 悪どさが逆に強調されるからであり、 てしまう展開

> れたが、〈滑稽〉は又、裏を返せば〈悲哀〉 しき」風情が、この袖乞い老婆の周辺には何処か揺曳して し出す、そんなことを想い起こさせるエピソードを含んだ いる、と言えば良かろうか。先の章で〈滑稽〉について触 なっているが故でもあろうか。「おもしろうてやがてかな こと「人の情」の微妙に、 しかも、 確実に絡んだ物語 の情感をも醸

章であった。

ならねど仏教の衰微するは歎くにも余りあり」と、 の著者らしい書き出しで始まる物語 て模倣たがる我国の風俗に添れ耶蘇教の盛んになるも無理 「第四章 紳士の帰仏」は、「欧米の事とし云へば崇拝し

と名告り、独逸大学に留学中西洋人とのやりとりから無宗 る。 た所へ、若くて立派そうな紳士とその従者が馬車で訪 紳士は、 旧相馬の藩主華族丸手美作の嫡子丸手清麻呂

住した聖僧野呂間頑山というあり、

復旧・

修繕に困じてい

より

すっかり寂れた大法院という大きな寺に去春京都

する仏教を奉ずべく帰朝早々縁故ある当寺に参った旨を語 教を改め、「アーメン」も虫が好かず、で、先祖より 本堂の畳替えへの協力を申し出る。

ŋ

翌日の朝、

を見に去った紳士も帰らず。翌日、 て従者に畳屋へ持ち運ばせる。その後、 付けさせて置いた物でないからと、 右エ門方より畳表二百枚持参するも、 枚吟味しては、 折柄来合わせた寺世話人の旧相馬 申し付けた品より下等で一枚ずつ印を 勘定を取りに来た畳屋 馬車に残らず積み載せ 昨 馬車帰らず、 日の紳士参詣して 藩主と寺とは無 様子

関係との話とで詐欺と判明したのだった。

門で云ふ唯識所 でも行衛を知れぬ跡の考へ用に立ず(中略)ハテ妙不 近頃華族様とやらハ沢山出来たが丸手と云ふ名字の方 可思議 来か知らん 全で聞ぬコハ大変夫でハ全で嘘だろうかと驚き騒 、ふ唯識所変か否十界五具じやない是れも新奇的(な浮世の中昨日の華族今日へ騙賊此れへ是れ我

衰亡 日出 ク」の韻を踏んだり、 本文末尾部分だが、ここは「まるで」を洒落たり、「ゾ 一の危機に関わる内的必然のもたらしたモチーフを話題 教徒にして『仏教不滅亡論』(明治廿二年三月十一 其中堂刊) の著者、夢笑道人・萩倉耕造の、 著者の素性を明かしているのも面白 仏教

とした章であること、言うまでもない

監視とされ、 九条も加えて正 より被告人丸手字曽磨が、 因 「みに判決は、 屋路馬 苑の 刑法第三百九十条・同第三百 !助は幇助したものとして右に刑法第百 刑より一等を減じたものが言い 重禁錮 年、 罰 金十円、 九 +

第五章 正 真の 銀貨」 は、 舞 台 大坂 人に移 って 0) 金

果シテ如何ン」と疑義が呈されているが)。

ている

(頭評では、

「正犯従犯ヲ分別セシノ一

事ニ就テハ

渡され

儲

けのお話

二月余り前より所々の両替屋で試して見るが誰も心付かな 世にする者で、この一両年に一円が十円になる発明をし、 て安心した、と妙な事を言う……、 は店主に向かい銀貨が つ持って来て銅貨に両替して帰る男があった。 堂島辺の両替店欲野深太郎方へ毎日五十銭銀貨を一個 **「贋金」とは見えないか、見えなく** 男は 「西洋鍍金」を渡 或る時、 ず

零すのだった。 いので、沢山製造したいのだが資本がなくて云々と店主に け 門方に早速五十円を持参する。 の配分は山分けと決まり、 欲に駆られた店主は金の用立てを申し 北野村多憂寺辺の網尾潜右 両替屋と鍍金屋と互

衛 儲

·四条に 月

0

き出す始末、 金屋はあろうことかシラを切り、 二十日余り過ぎて両替屋が心配し ゆるすな」) 金 儲けに打ち喜ぶが という沢 両替屋は諍いもならず立ち戻り、 (「心こそ心まよわす心なれ心に心心) 庵禅師 の 歌の 悪口まで連ねて往来へ突 て鍍金屋を訪 引用あり 五十円だけ れ ると、 筆者注 鍍

の方偽金を使ったことになっており、遂には其筋に捕縛さも世間に泄れ、人の噂に尾が付き羽が生え、両者両三年こも、我家に閉じ籠り面白からず日を送る、と、この事早くせんと両替仲間二三軒に鑑定させても皆々正真の銀貨とのでも取り戻したくもいい手立て無く、この上は贋金を告訴

ナリ」と見えるが、 条に拠り「証憑」不十分につき「放免」とあり、 欲野深太郎、 付かず、という人間心理の一面を衝いている。 0 一両人ノ心裡ヲ天秤ニ懸ケル片ハ大概相ヒ平均スヘキ悪奸 悪事を働いても根から痛い目に遭わねばそれと気が 網尾潜右エ門の シラバッくれ 両者共に治罪法第二百二十四 の威力 <u>(</u>ج か、 判決文に、 頭評に どうも

鍍金屋が得をしている感が有るのは否めない。

ارا ا

を思わせる雰囲気も漂うが、

所詮

「欲」と「金」

の世

n

た、

という話。

前半のやりとりには乱歩辺りのミステ

馴れぬ身には何も言い出せず、

相変わらず唯追い行くに、宿へ誘おうとは思っても手

行くと……い

ずれなりと仮りの宿へ

と の 一 夜叉 話。 れ男に寄り添い凭れ掛るので、いつしか腕守りの 物していると、 を一人見物に出掛けた西国筋の男が、 いに恋心誘い出され(「偖こそ仏典に 第六章 本町通りの と誡しめ玉ふ如く油断のならぬは姝き女なり」云 節あり―― 目 的 混んで来た中より年頃二十余りの美女現 末広座に興行に来た尾上 の相違」 筆者注)、芝居はねた後美女の跡を慕 は、 著者に馴染み深い 土間半畳を買 外面如 南 五 郎 菩薩内心 麝 名古屋 座 へって見 莟 0) ō 如

か消え失せ、抜からぬ顔に言葉鋭く「以後慎しめ」と言いか消え失せ、抜からぬ顔に言葉鋭く「以後慎しめ」と言いり美女の手を握り口説こうとすれば、美女は打ち萎れ涙声り美女の手を握り口説こうとすれば、美女は打ち萎れ涙声を明かし、内懐ろより煙草入れ五個ばかり差し出すので、を明かし、内懐ろより煙草入れ五個ばかり差し出すので、を明かし、内懐ろより煙草入れ五個ばかり差し出すので、を明かし、内懐木の小暗き所に立ち止まる。男は、やっと側に寄繁った樹木の小暗き所に立ち止まる。男は、やっと側に寄り、女も振り返り見つつ、遂には熱田神社の境内の中に入り、女も振り返り見つつ、遂には熱田神社の境内の中に入り、女も振り返り見つつ、遂には熱田神社の境内の中に入り、

頭評には「本件ハ詐欺犯ニアラサルモ結末詐欺ニ類ス論、これは「詐欺」の話ではない、「掏摸」の話であ

捨てて一目散に帰ったのだった。

かく 著者も言いたげな物語ではある を重ね合わせて行く本作独自の取り合わせの妙を発揮して ば疑義を呈しているようなのが、 評では「○本件ノ所分果シテ当レルヤ否ヤ」と著者自ら半 三百七十六条に依るものが記されているのだが、これも頭 その後捕縛され ル て面 掏摸の女の勘違い、免角勘違いが元で成った世 判決文の方で美女の姓名は「手永サル」とされており、 事跡アレバ玆ニ掲ケテ注意ヲ促スノミ」とある。 の方は、 百 単層的でなく多層的 色欲から来る男の ての刑は、 刑法第三百六十六条並びに同第 (詐欺と勘 勘違いに追 なのである。 判決を超える客観の視点 違 跡が後ろめた それはとも 14 0 の 中、 類 縁性 因 ع Z

付け、 より鼠甲斐絹 ていた。或る日の 直屋では、 での話。 第七章 南部 騒動となる。 年末、 掏摸万引対策に無役の手代三、 来春 緬 兀 七子甲斐絹等出させ見繕う折 の広告」は、 |懐中より引き入れたのを無役の手代が見 夕方、人品賤しからぬ三十ばかりの 評判良く一入多くの来客の見込まれ 手代が男の懐中より甲斐絹を引き摺 やはり本町 四 通 [人を雇 ŋ 柄 Ó 左 或る呉服 い置 0 男来 る正 袖

しかし、言うまでもないことであろう)。

か

この章、

本文の頭評に次の如くあり

その、 斐絹は 初売に撤く広告の摺物」 新趣考さ……」、で、こちらも新趣考を思い付き「来年のかに打ち解け立ち去る男。番頭曰く「今のは矢張り騙賊の 鎮台の御用を勤める石田屋助次郎だと名告り、 数に不足なく、手代の弱り果てた有り様に、男は自分は当 もあると言う。 の言葉を潮にそっと何か男の んで見せる。最前よりの諍論を黙って見ていた番頭は、 せば、 り紙に包んで袖に入れたのだということだった。 人に「難僻」を付けて「ロハ」で済むと思うかと凄 軒おい 男はあべこべにこの店を強盗呼ばわ 先刻この男に見せた鼠甲斐絹を調 て隣りの甲州屋で買った品で、 の紙幣に似ているのを幸い 「袖」に押し入れ謝 b, 警察も 別り騙賊 れば、 「請取書 今の鼠甲 れ + ば 何 枚 0

ア **ド若シ此** 者モ亦此二十件ヲ以テ詐欺セラレ 幸ヒニ其厄難ヲ免レタルモノナリ故ニ本書ヲ購 ○本章ハ予ジメ此手段アル ĺ 知ル所 ヘシ深ク警戒スヘシ 理ヲ布 ノ裏面ヨリ襲来セラレ大ヒニ失敗ヲ取 演シテ他 件ニ応 コ <u>|</u> 用 ヲ スル サ 知 ル ij コト Ź ハ勿論ナリト ル ヲ 番 知ラズン 頭 j 読 アリテ コト スル

出

回しであるが、ここは、著者にも確かに「騙賊の新趣考」本書の、実用向けにも充分有益たることを誇示する言い

ろう。の一端までを具さに示し得て妙、との自負があったのであ

四百一条ニ因リ放免スヘキカ果シテ如何」の語が見える。更にその頭評には、「○本件ハ証憑不充分ナレバ治罪法第ビ仝法百十二条ニ拠リ本刑ヨリ二等ヲ減ジ」られている。び処分されることの多い他章と異なり、「意外ノ舛錯ニ因で処分されることの多い他章と異なり、「意外ノ舛錯ニ因判決文の方では、刑法第三百九十条と同第三百九十四条

たと言っても警察署では一切覚え無し、という話で。

察へ行って巡査を呼んで来い」と指示するが、「盗賊」の内店の不吉……彼の広告を見て初買に来ねば能いが」とい方の不吉……彼の広告を見て初買に来ねば能いが」とい方の不吉……彼の広告を見て初買に来ねば能いが」との関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の末に、番頭が「然し斯な奴が来たのの関係にある。前章の本は、

第八章

広告の効能」は、

前章「来春の広告」と連作

門」となっていた、兄弟だろうか――筆者注)の使いで来菊蔵が呉服屋正直庄太郎(前章判決文では、「正直庄右工名刺と甲斐絹を引き換えて去ったのだった。心利いた手代へ持ち参るので后刻印形を持って出頭するよう説き示し、へ持ち参るので后刻印形を持って出頭するよう説き示し、できるが、立ち戻っては、その鼠甲斐絹を証拠品として警察するが、立ち戻っては、その鼠甲斐絹を証拠品として警察に当らが入り来り、小崎畑声に当所警察の特務巡査琴尾謀と言うが入り来り、小崎畑

洒落所でない油断のならぬ世也間に倍にしたとは道理で鼠算に縁のある鼠甲斐絹イヤ案に違はず初買に来おつたか去年の暮の一匹を僅かの聞いて愕く手代菊蔵早速立戻り番頭に注進すれば偖は

道人の意図たるや如何?)も一杯食わされて終わる。一頁な気もしてくる、どうでもいいことかも知れないが、夢笑か、先に兄弟と述べたが、どうも先代と当主の親子のようらず、得てして犯罪者には仲間が居て、且つ、性悪くも執らず、得てして犯罪者には仲間が居て、且つ、性悪くも執

ならぬ世」なのであるのに違いは無かろう。 になるによってこれも略そう。 告人として刑が言い渡されていはするのだが、 半に亘る判決文の方では、 他章に同じく犯人は捕縛され被 が、「洒落所で な 余りに煩瑣 11 油 断 0

0

が

通例である。

ここに、

本所:

在

の艦縷買

11

津良井

倉 四

郎

団 は、 二頁の本文でその書き出

第九

縲絏 似の布

夫れへと分科(マサカ)して数十人数十種との附会へず矢張り智愚混淆貧富雑居にて十人十種所ろか夫からず矢張り智愚混淆貧富雑居にて十人十種所ろか夫から あれど朝早くより起きて夜遅くまで汗水流して働らい格置き御怜悧にして数百円の月棒を御取なさる紬土も に世界の人類を天秤に掛るときハ貧乏の方が八分以 けても人間残らず怜悧に ても十銭の日当さへ覚束なき貧乏神の子孫あり今仮 重き 人十種とは古くより伝ふる諺なるが如何に世 **|量にて世界は貧乏人の共有物と謂ふべきか。** なり金満家になることは出来 1 開 上 ŋ ら

だった、という余程お粗末なお話

ば 輓き こかりの山の神 嚊 左エ門は近所の誰彼と遊ば紅屑拾い鑑鏤買いの類」で多くは出稼ぎ、 ら貧乏人の生業はと言えば 左エ門は近所の誰彼と遊び歩いている 職 人 留守居とは名 日 雇 取 人力車

布

団

知らぬ者の品など買うは真平御免、 く 引っ提げて庭に降りれば阿ペチヤに遭遇。 び入る。長持の上の布団を畳み返して縄を十文字に掛 く始末。夕飯の米磨ぎに井戸端に出た処、「小盗賊」が忍 く遊び歩いては酔 夫婦というあり。 悠々と追い出され、否、まんまと布団を担ぎ逃亡したの 云々と言い抜ければ、 こちら古着商と聞き古布団一二枚売らんと持参した い疲れ、 留守居役の嚊左エ門阿ペ 阿ペチヤの方は値段も分からず、 寝過ごしては豆腐屋の売声 と追い出すと小盗賊 小盗賊は如才な チヤ は、 例 0) け 見 は 如

び同第三百七十六条により「重禁錮三月ニ処シ尚 ように見受けるが、 く亭主と遊び歩く女房の話含む) 言が添えられているのは第六章に同じ(後出 否ヤ」と第三者の立場・視点 監視ニ付ス」とされるが、 判決文では、小盗賊昼 十六章も同じく)。 泥棒のエピソードとの繋がりに若干無理がなくもない 頭評に言う「留守居役ノ注意ヲ促ス 本章は、 間 頭評に「○本件ノ処分当レル |鳶助は刑法第三百六十六条およ (この場合、 前半の貧乏人説 の比重が大きく、 著者) の第十四、 から ホ六月 (齷齪 後半の T

Ŧ,

けて滑 のが主題 (?) 稽味を醸しているのが後半、 らしい。身につまされるのが前半で、 ということにもなろう 間抜

る意、 縄を打たれる罪人とを掛けたものと覚しい を意味する。 因みに標題 盗もうとして布団を縄で縛ったと、 0 で罪人を縛る縄、 「縲絏の布団」、「縲」 また、 は黒縄、「絏」 獄に繋が ・が如何 捕まって れること は縛

なり、 居る折 したが、不信心の主人も年を取るにつれ 名告る者が訪れる。 H から門、 苦しむ昨今、 災厄の物語。 の基督教への改宗相継ぎ、 住持の和尚を室町の豪商山梨貪左衛門の番頭勘太郎と 香花院」の当寺の門なりと立派に建立したく思い 扉、 相場事で思わぬ金が手に入ったを幸い至急普請 寺門の再建」 上京区某町の老蓮寺も例外でなく、 仏教の威徳いたく衰えて本山 柱悉く惨憺たる有り様であったが、 頭曰く、 は、 世話する者なくなり、 又しても寺に 本日は主人の代理で参りま 信心を始める気に ・末寺の維持に 振り掛 重立つ檀 とある 屋根瓦 かか つった

> 菓・ ٠....ع ぎ壁を毀ち扉を外す物音物凄く、番僧が理由を問うという 頭はじめ二三人の人々の客殿で硯算盤借りて談合するに茶 昼飯 翌朝未明より職人六七人来って断りなく寺門 自分等は河原町古木屋に傭われた者で、 の饗応をなし、 午後四 . 前に皆帰ったの 今度新 の瓦を剥 だった

が、 調べを受けたとは重る~~仏教の災難コレガ弱りめに崇り 毀された後だった。「双方の損害一方ならず数々警署の 再建につき本門は入札払いするとのこと故、 めか知らん」と締め括られる。 崩し差し止めを願い出ても、 五円を世話人に渡して今朝より取り崩す約束になってお 殿で入札し、落札人古木屋より代金百五十円の内半額七十 岜 「事実」が違うからと急ぎ室町の貪右エ門に照会する 勘太郎などという番頭はいないのだった。 自分等も立ち合い承知している、 六月の監視。 被告人奸太郎の詐 時既に遅し、寺門は二分通 判決は、 との話。 欺には違 重禁錮一 昨日当寺の客 警署に取 驚いた和尚 な 取 n

٤

ŋ

せば、本章は正に、 チニ寺院へ賠償スへ ハ破毀セシ者ヨリ寺院へ賠償スヘキモノカ或ハ被告ヨリ キカ如 泣き面に蜂の章、 何」とある。 とも言えようか。 言以てこれを

頭評では、「然レ圧附帯ノ私訴即チ寺ノ門ヲ破毀シタル損

見積りかたがた伺いました、

ح

殊の外の和尚の喜び、

番 7

評 直 害 +

に取り掛かりたく、

取り敢えず大工彫刻師二三人を連れ

るのでいよいよ厄介なのだが、この辺の大らかさ、却って親御貪右エ門殿と違い………」という表現が本文中に出て来は「貪左衛門」と「貪右エ門」!「成程当代貪右エ門殿ハは「貪左衛門」と「貪右エ門」!「成程当代貪右エ門殿ハ論、寺院にとって、の話である。(先に「庄右エ門」と勿論、寺院にとって、の話である。(先に「庄右エ門」と

微笑ましいと放下することとする。)

気も癒えて天満天神へ参詣かたがた大阪見物も保養の一つという天保年度生まれの六十に近い老人、一両年持病の疝西京上京区某町で質屋を営業する金尾や為吉の父為右エ門「第十一章 仏教の余徳」も、標題通り仏教絡みの物語。

Ļ

み終った為吉は、飛脚の話を聞き取り賃金一円

着替えとして黄八丈の綿入れその他高値

0

衣服

Ŧī.

六枚

五十銭を渡

阪されたきこと、

を寄越したこと、着替えの衣服四五枚を持参の上大至急下

更には、当人の認め置いた所書きを添え

は尽し難く郵便では手遅れの心配あるので即ち「態飛脚

日隔てて西京金尾や為吉方へ大阪の「

態で

が持

た手紙を見れば、

父親俄かに

御服痛

の知らせ、

電報で来

るので疑念なく下阪されたく、使いの者には汽車賃とも金

円五十銭与えるべきこと等が書き認められてあった。

が動員されているが、 同 懸けしは穎敏な騙賊、然し大難が少難で済んだ是れも仏明。親父為右エ門「自筆の所書」を「早速金札と引替に 余徳の有難迷惑」と締められ ……、と、元気でいる親父に実は詐欺であったと漸 を飛脚に託し、自らは医者と共に汽車で大阪に向 第三百九十条、 判決文には、 刑法第二百十条第二 同第三百九十四条、 最終的に「二罪以上倶ニ発シタルヲ 項 同第三百九十五条等 同 第二百 十二 かう < 出 判

譲」が大学校を建てるは結構な事、この分で耶蘇教が栄え乗合の噺に花が咲く。書生体の男が今度耶蘇教の「新島

と人力で伏見に到着し、ここより気船に乗り移れば自ずと

は堂島浜通り備後屋へ ٤ れば今に本願寺も衰える、と言った言葉が議論 矢立の墨で当座の賞典と町所を書き与え、 賛仏 側に居た三十ばかりの秘書官役の男に為右エ門深く悦 同甲乙両派の議員に分かれ仏耶優劣の論を闘 の議員多数で、 止宿の旨教えて別れたのだった。 首領と仰れたは為右エ門であ 大阪逗留· 0 発端、 かわせる 乗 中 0

以

テ仝法第百条ニ因リ

ノ重キ第二ノ

所為二対

ス

ル

刑

従

ス」となっている。

ヒ重禁錮四月ニ処シ罰金五円ヲ附加シ尚ホ監視六月

を見たら詐欺と思え(?)……兎角に生き辛いのは何時 断大敵、 間に容易く教えるべからず、 個人情報とやらいうものを素性も分からぬ見ず知らずの 果」云々とある通り、 モノナル 本文の頭評に「○本章ハ其好僻スル所ヨリ詐欺セラレシ 昨日 ガ其人ノ性質如 の味方は今日の敵 住所・氏名・職業その他、 何ンヲモ認知セス妄語スル との教訓を含む章である。 (になるかも知れず)、人 今日所謂 ノ結 油 人 0

世もどうやら変わりないらしい。

事ご |-**、**

何時しか世間

の知る処となったのだった。

 \Box |惜く り置くも、

翌日人も来なければ、

問い合わせた宿

き取るとて帰宿する。

家主は水晶を箱に納め封印させて預

人力で店前を通り行くを乳母が見付け、 と思うが当の相手が分らない。 で両替を業とする豪商若松屋智右衛門という者、 親切を尽くす夫婦あり、 物の場所に困った七つ程の娘と乳母に桟敷の片隅を譲って ての興行」とて、 し文覚上人勧進帳を市川団十郎ぬし始め上等俳優撰抜きに 第十二章 煩悩の結果」 盛況を極める新富座から話は始まる。 乳母より話を聞いた娘の親は浅草 は、「依田学海先生の著作され Ł, 四五日過ぎてその男の 奥の間へと請じて 予て礼を 見

銀

座

郎は水晶を置き帰り、 百 る者で横浜は居留地三十八番英商館に奉職の身と明 まで四百円を立て替えたいと申し出る。 と言う小八郎と帰ろうとする番 館も聞き出 英国へ送る水晶を預け置き、 仏国 0 して来たので少し買い被ったと言う。 商館の件もあり、 番頭も銀座通り尾張町林屋に止宿 明 頭を押し止め、 明朝金を人に持たして引 が朝でなく今日· 紙幣を渡せば [金が必 家主は明朝 その つかし 値

注意せよ」と題して自らの体験を弁じ、 屋へ現わ な岩谷松平ならん― 思った家主は「兼て評判能き岩谷某 に打ち砕いて新聞にも取り上げられたのだった。 二日ばかりを経て例の商館の番頭と名告った男が若松 金を持参した故預けた水晶を請け取りたい、 家主は紙幣を請け納め、 で開かれるのを聞き知り、 れ、 あの夜から大阪に急遽派出し昨夜帰ったの 筆者注)等の店頭演説」が二十日 その節念の為封印されたまま 弁士に加 (「天狗煙草」で有名 用意した偽水晶を わ ŋ と申 「騙」り

小八郎は して神田 歓待する。

旦 0

御噺しの水晶」が見付かったが、

仏国の商

0) た。

(本物の) 水晶を差し出して事無きを得たのだった。水

古物商小 那

八郎なる者が店に尋ね来たと告げる。

そこへ小僧来って、

横浜港英国

[商館の番]

頭を探

٤, 粉

取返された」一段、 晶を砕いた噂を聞き、 楠公諸葛公の智恵を絞り出され裏を設れて終に元金を 「騙賊 更に何程か取り込む巧みも、 の厄年若 松屋の誉れ然し転ば 若松屋 ぬ

先きの用心に若ず」と結ばれ

る。

なり

ルヘキモノトス」とされ、「未遂」や「自首」にも触れて 条公判ナラバ仝法第四百一条ニ依リ免訴又ハ無罪ヲ言渡サ つの案件に分かち、 罪放免スル」(頭評) 等の巧みな詐欺的仕掛けも、遂に皆「証憑不充分トシテ無 が付されているが、「津間 都合六頁から成る本文に久々長目 共に「予審ナラバ治罪法第二百二十四 の一語に尽きよう。 良内 (商館 ノ番頭ニ扮セシ人名)_ の三頁から成る判決文 (判決文では、二

四

る趣向も又面白 で行った頭 二枚も上手だった、 この話、 詐欺を巡って劇中劇ならぬ劇中演説が組み込まれてい 結句、 (脳戦、 家主の智右衛門が詐欺師達よりも一枚も 智の というお話で、 逆 転劇 が痛快な章であると言えよ 名は体を表わすを実地

いるのだが、

煩瑣を嫌って今これを省く。)

屋

新宅の披露」 は、 次のような枕に始まる。

し。

まほしきことなり」と締め括られるが、

頭

評 は以下

0) 如

需用多く巳が住宅の綺麗なるを他人に貸して他人の永かりて、アマーキスかのとのといった。 といれる はなりしが当今は玄関付綺麗なる家のです 屋に移転る者さへ少なからぬも御役人の交替繁け の変遷る状況は借家にまで影響すものにて昔時 は

世

話。 ŋ 聞を読んでいた書生は小僧の風呂敷包みを請け取って、 税一ヶ月三円で玄関付きの一軒を借りる相談が纏まり、二 が来って、今度○○県士族山屋巧一が転任するからと、 商売に限らず此呉服屋を屋号の通り 人に見せるからと奥へ持ち行き音沙汰無きこと一 た番頭は小僧に絹布類数十反を持たせ遣る、と、 人は直ぐ様掃除に標札掛け等し、 で、 の鏡屋へと出向く。 五軒を持つ中村芳兵衛方へ「書生体の男と馬丁体の男 「段々開らける世の中ゆへ騙賊の手段も上達すれば 為て遣られたと気付いた小僧の泣き声にて幕、 近い頃東海道筋第一等繁昌の土地、 反物をとの 一人が本町に名ある呉服 依 頼に、 鏡にして用心こそあら 先が官員と聞 杉之町に控え家 時間 玄関に新 という か 主 V

断 本章 ヨリ 罹ル者尠ナカラス最 来ル 正当ノ営業 論ヲ俟ス且ツ近来新聞紙ヲ閲ミスル 介ヨリ モ注意スヘキコトナリ 、此厄難ヲ蒙ルモノナレトモ油 一此段

と思われる。 は、 を借りた、人の行き交い・移動のもたらすドラマというの 章の冒頭にも見られた通り、「御役人」=「官員」の権威 手にも感じられるし、恐らく実際そうでもあろう。 に「近来新聞紙」云々と見えるが、却って随分と古典的な 本書「序」に言う「余習」に係る詐欺の話と覚しい。 が、これは、 り重禁錮五月、 判決は、 これもやはり「近代」らしい詐欺の形態と認めてよい 刑法第三百九十条および同第三百九十四条によ 成り済ましによる典型的な騙取のケースで、 罰金五円、 六月の監視に付すというものだ が、 頭評 本

綴られ 服 呉服の騙取に纒 入用との使いに、 第十四 てい . 章 る。 浦 本町通り上等の わる話で、 島の妻君」は、 御召縮緬糸織南部或い 場所も同じ本町 前章と大同小異、 旅舎」に止宿する客が呉 は筑前博多の帯 通りの連作風に やは

ŋ

判

き事なんめり」と結ばれる。

騙賊に遭ふたとの事直々御客に 地等を撰り分けて風呂敷に包み、 三十ばかりの「婦人」と「支那革袋」、婦人は御召縮緬 い」と指図を受けて小僧が旅舎に到れば、 に遭ふたとの事直々御客に見せて商 番頭に「此程鏡 Bいに忽滑るでな 「此程鏡屋にては 人品賤しから

八丈一

俄かに思い出した様子で更に七子の上等を取って来る 改めて上

円五十銭の「端銭」だけでも引けないかなど語らいつ

匹ずつ博多帯一筋その他を購わんとて、

正札

の六

等の七子二三匹を旅舎に持参すれば、(読者にとっては案 の上?)婦人は居らず売る約束の品も無し、近所に見せる よう所望する。小僧が売り残りの品を持ち帰り、

人があると店に言い置いて出て行ったのを、

店に問えば先刻着

支那革袋を心

るば 例 島田ウラとあり、 ばかりの客で宿帳には越後の国新潟港某町六十五番地平民 当てに二時間待ったが不審に思い、 の支那革袋の中はと見れば、 かり、 補島の故事も思い 番頭に注進、 出されて嘸かし開けて悔 ただの紙屑が捻じ込んであ 警吏の派出と相成ったが

金十円、 は、 決文は、前章とほぼ同じ経緯ながら、 六月の監視に付す、 - 此手段ニ罹ル者豈ニ唯リ呉服屋ノミナランヤ万 とされてい る。 重禁錮八月、 本文の方の 頭

評に

尚この有り様、詐欺に追いつく用心なし、と言ったところ 章だったと言えよう。「鏡屋」の一件を番頭が心付けても 時の現実をよく反映して、本書の実利的側面を代表する二 たことをつくづく思い知らされるエピソードではある。 的行為の対象となり易かった小物の一つが「呉服」であっ シ」と見え、前章と併せて、当時金目の物として最も詐欺 般 ノ商業家皆然リ且ツ旅宿ヲ営業トスル者深ク警戒 スへ 当

げ去る悪奸

の後ろ影を見遣りながら、

医者の怒りの声、左

0

如し。

(因みに、これは現代も全く変わらない状況で)。

の代わりに血気盛んの使いの男二人に腕車を挽かせ往診に き届いた近郷の大富豪でもあり、午前一時ではあっ り離れた根堅村の金田六左エ門よりの使いで、日頃よく行 ていると、「トン〈~〈~」 たが、その日の仕事も為済まし晩酌の酔いに熟睡して夢見 て」云々と始まる、医者が主人公のお話。 医あり、学術優れ徳高く俄かに有福の身となった名医だっ 人したる中に就いて最も我国人の習い熟せしは医学の由 「第十五章 (妻君と知るべし)」の勧めもあって、 意外の仁術」は、「欧米の学術技芸陸続と輸 雨戸を敲く音がする。 東京の近県に名 不在の車夫 一里余 たが

出る。

根堅村

への本道を岐路に入り人里離れた森の中

と「紙幣三十円許り」を渡して難を逃れることを得た。……」云々と正体を現す。医者は大人しく「金側の時間 古祠堂の鳥居前に車を付けて、二人は懐中より短刀を取り し「巳等ハ旅稼ぎのトン~~(強盗と知るべし) 様だが

出

|医ド畜生め待て/-------||妻君旦那 よふだ……「著者ナーニ私ちが読者を詐欺したの油断はならぬは……尤とも是れでハ詐欺にならぬ か……然し能くある手段だから夜半に呼に来てもなさいましたか……「医ハアー今のは夢であつた

は、 之ヲ律ニ擬スル片ハ左ノ如シ」として判決文が付け足され 悪奸ナシトセス否先年此事アリシヲ新聞ニテ確知セリ故ニ これで面白い の唐突な顔出しは本書でこれが初めてだ。右に引き続い 「右果シテ夢ナリセバ判決ヲ要セサルモ世 見、呆れた終わり様だが、こんな処で夢オチ、 (夢笑道人の名、又、空しからずで)。 上此ノ如キ これ 7

あろうか 音「トン~~~~」から来ていること、言わずもがなでも 若干反則めいてはいるが、全体に変化と面白味をもたらし ない。夢の中にまで侵出する欺罔ないし詐欺的行為 にしろ本書一冊の中でこの章が破格・破調たること間違い タルヲ以テ玆ニ掲グ」云々の断り書きもある、 本文の頭 ているが、これは略す(「有期徒刑十二年二処ス」とあり)。 ているので、大いに許さるべき趣向と私は考える。 強盗が自らを「トンく〜」と言ったのは、 評には、「○本章ハ詐欺ニ非ス然レ圧欺罔ニ 雨戸を敲く いずれ 因み 起リ

宴会の使者」 は、 新年会の話。

以下のようである

書き出しは

だった。「話頭転換」町内の家々では妻君 も近い浅草放遊館(実在の鷗遊館がモデル という騙賊のお話 親より上等の半纏綿入れの類取り集め、 て太郎兵衛、吉太郎、 たが、「車夫体の男」現われ、 に三十六人が集まった。祝辞、 H 「どふか来世は男に生れて見たい」と余計な苦労をしてい となれば新年宴会なかるべからずと、正午十二時吉原に 町 五六人が興を添え、夜は一同吉原へと押し出したの 内 一の改進 派が柳橋の忘年会に引き続き、二十二年も七 八五郎……都合三十六人の妻君 放遊館から頼まれて来たと 席上演説もそこそこ、「紅 そのまま逐電した の事務忙わ 筆者注 しく 母

実に光陰は矢の如く廿一年の暦も今ハ早や紙屑籠に投 張り通用にならず物事当世風に倣ふのが世と能く推し よと聖人を気取つた所が拾っ とさへ心付ず来る新玉の春をのみ祝い 重ねく~て間もなく此暦に均しく土穴に抛げ込れるこ げ入れられて誰 一人不憫と思ふ者なく巳が身の 九世紀の烈しき世界には矢 ぬる人の果なさ 歳 消も

> を捨ぬ洒落かも知れん 斯様な奴 家あれば否や夫れよりは巳れが厄払いの口上を仕やう 厄 新年早々縁起が悪いと云ふもあれば未だ節分前だから 落しと断念めろとて西の海 ハ監獄署へ「サラリ」是れも江 へ「サラリ」と云ふ 戸ッ子の気性 旧弊

月、罰金五円、六月の監視の刑に処すべく記されている。兵衛以下より衣類を騙取した留寿江喜太郎は、重禁錮五どこか南新二を思わせる書き振りだ。判決で、馬鹿野太郎と終わるが、正直「サラリ」の洒落はちと分かり難いが、

それぞれ何円という祝儀を田中に渡したのだった。 う逆に先を越して御馳走に相応しい報酬を与えるべく、 と云ふ」後々否と言われ であったが、来会者は、この饗応・御馳走で「諺に螽で鯛 自ら参加 会費は発起者田中守一負担とし、重立った五六名の名には の準備を口実に当地の紳士豪商百数十名に参加を促した。 は る伸天閣へ四十ばかりの身なり立派な官員風の男入り来 の物語。東京より西の或る都会の旅館で宴会をも引き請け これも今や片田舎から都会まで大流行りの宴会を巡る詐欺 一人前の会費二円位の親睦会を開きたい、と切り出す。 「招状」ならず「廻状」を書き認め、二十三年国会開設 第十七章 承諾者は百十三名と決まった。十五日正午の会は盛大 自分はこの度東京より転任する事になったので明後日 の厂点を施し後に自ら出掛けて招くこととした 宴会の勘定」は、 ぬ依頼は御免と、借りを作らぬよ 前章からの宴会連なりで、 数日し

のものと誰も思いつつ、些少の金に愚痴・苦情も言い兼ね取り書きを差し出したので、これは田中より支払うべき筈て各人の宅を伸天閣の番頭が訪れ、懇親会費金二円の請け

て各々不本意ながら支払う破目に。

士の智恵も餌のない鉤で釣れたとは太公望の子孫か知れが濡手で栗の攫み取りに引き反へ螽で鯛を釣せぬ紳門にて(中略)悉皆懐中に入れてへー左様ならとハ是冥会の日紳士豪商より田中に与へし金高は四百五十余宴会の日紳士豪商より田中に与へし金高は四百五十余

らん

下、全文。 は珍しく「異論」が掲げられ、そして、斥けられる。以に因り、重禁錮四月、罰金五円、六月の監視だが、頭評にに因り、重禁錮四月、罰金五円、六月の監視だが、頭評に

二因リ無罪ト余之ヲ取ラスス唯ダ人ノ祝儀トシテ差出スヲ請取リシハ刑法第二ヲ支弁セサルト雖モ金員ヲ騙取セント計図シタルニ

○本件被告ノ所為ニ就テハ左ノ異論アリ

宴会ノ費用

あっただけに、なまじの智恵は却って災厄をもたらすこと 形 はあるだろう。 かに新時代 輩出スヘケレハ予シメ警戒セサルヘカラス」とあった。 [¯]○本章ハ最モ新趣考ナリ然レ圧后来必スシモ比類ノ詐欺 で、本来「或る怜悧なる紳士」の発案にかかるもので これまた、用心したのが却って仇となった 国会開設前後 ならでは、 新手の詐欺で 確

序でながら、

本章冒頭

の頭評も見て置くと、

そこには

市

も有る、ということか。

す。

屋で待つもやがてもう一人の探偵も様子見にとて姿を消 道する。警察の一丁前で探偵一人は跡へ引き返し、暫し茶

怜悧な蕩太郎二十五 直助は、その子息蕩太郎と未亡人を守り立てる、と、 して成功を収めていたが、 百 初代藤右エ門が紙屑買いより成り上った日の出屋という八 ツテカアリ」云々と見える話で、 屋を営む金満家があって、二代藤助は質両替に営み代え ハ封建ノ余習ヨリ来ルモノナレ氏法律ヲ知ラサル 第十八章 途中の放免」は、 一の春、 四十五で病死する。 遊芸仲間の交際で或る遊里に誘 本文冒頭 西国筋の繁華の土地に、 の頭評に「○本 忠義の番頭 天性

> 銭遣 偵の前に並べれば、 念の為一先警察へ持ち参るとて紙に包 現在の紙幣を出せとのことに番頭は金員七百二十七円を探 み懐中したのを、 店に二人の男入り来り「当警察の特務巡査」と名告り、 中に近来 いに不審が掛かり取り調べに派出したのだ、と言う。 「贋紙幣」 再び取り出し番頭に封印させて警察へ がチラホラ見えるが、 当家蕩太郎 同 当

れ」る。蕩太郎聞いて、「仮令ひ探偵吏にせよ濫りに他 みたる金員の封を切り披き見ればコハソモイカニ は店に帰り懐中の風呂敷包みを取り解けば……「探偵 頭が警察へ行けば、警吏は知らず全くの贋者と判明。 か新聞紙と摺替へあり偖は一旦 午前十時から午後三時まで待っても二人共戻らず、 懐中せし時 の手品 一何時 他でと知人と知 が Ó 間 包 頭

K

0

財産を捜査する事のならぬのは最初より知れた事に

という話

発」に係るを以て「一ノ重キニ従テ処断ス」ということ 条と同第三百 は刑法第二百三十二条、 規則を弁えていても後の祭り、 判決は、犬尾志多郎上戸代蔵共に、第一 九 十四条に因り処断されるべき処、 第二紙幣の騙取は刑 特 務巡 査 0 詐

い入れ

5 れて以

来、

娼妓白妙に打ち込んで散財一方なら

警察も不審を起こし内々探偵していたのだった。処へ

で、 ホ恐喝罪ナランカ果シテ如何」とあり)。 頭 評では、 重禁錮 刑 年、 法第三百七十八 罰金十 屯 年の監視に附 条二照ス重罪 す、 犯トセンカ猶 とされる

識有り、 の他折角の智識も活かされないでは意味が無い。また、 ない為には「法律」の智識も必須なのだが、当人不在、 さも必要なのだ、 詐欺に「手品」。 前 0 方の章で既に見て来た通りである。 用心有っても、 と語っている章でもある。一方、 騙りには、 詐欺に為て遣られることの多いこ 口先だけでなく手先の器用 詐欺力強し。 騙られ そ 智

く。

主が来たらば周旋しようと言えば、

嘉太郎と名告る番

巓

頻

とてこれを受け入れる。と、 円余と遣って紙入れより金三円を取り出 金三円 地有数の貸座敷と成し上げた高根楼へ、或る夜、 地 が先ず話 銭借りたいと申し出て、 の遊廓での 第十九章 日の間 一四の田舎の金満家の子息と見えるが登り、 七八十 の問わず語りに時計の自慢話をするので、 0 物語。 発端で。 ・銭を遣い、 時計の鑑定」は、 才子の楼主が元は揚屋だったのをこの 楼主は時計を見て二円 二日後金三円余、また二日後金五 「金側の時計」を添えて渡した その後商人体の男二人登楼し 東海道中最も人口多き某 仲居に二円三 0) 価 娼妓花 年の頃二 値は有る 仲 居が 里に

て酒

骨

先 せると金二百円迄なら直ぐにも引き取りたいとのこと。 の話をすると、その男は本町通り伊太利屋という当地 0)時計商 この番頭だと言うので、 楼主が例の時計を鑑定さ 持

とのことで、楼主は金百円で時計を買い取ったのだった。 を譲り受けたく申し出るが、八十円ではならぬ百円ならば りに周旋を頼み、 次の夜、 以前の客来って金を仲居に返せば、 手付けの金五円を無理に預けて帰 楼主時計 ŋ

が

、そのような番頭は居ないとの返事、やがて自ら尋ね

百円儲けたつもりの楼主は、

早速伊太利屋に使いを出す

だった。 古物商でない身が貸席の規則さえ犯して罰金を科され とのことに始めて詐欺と気付いたという顚末。 b けばやはり居らず、 「真鍮に鍍金」の 不審晴れずに鑑定させればどの 「昔時流行りし袂時計」で二三 欲をか 一円の品 诗 た 計 7

ラス即チ諸商品都テ此手段ヲ用ユルコトヲ得ヘク殊 「貪欲」にかかる詐欺に用 董品 これも判決は、 罰金八円、 類ニシテ価額 六月の監視となるが、 刑法第三百九十条等に因 ノ易知スへ r.V られる物件は、 力 グラサ 本文冒 ĺ Ŧ 「唯リ時 ŋ ノ 頭 ハ最モ 0 重 頭評に、 禁錮 二書 計ニア 注 六 画

月、

スヘシ」と見える。 ;い、といっそ拡大して言ってしまえるような気もする、 欲心有る処、 全て詐欺に繋がらぬ物は

わ +

品 を渡したのだった。 金が気になりつつも、 の連れて来た婦人と婚姻の儀式行われ、花下は婦人の持参 に際し、金千円を貰い親兄弟に与えた五百円 人に六七年寵愛を受けた婦人がいて、この頃英国人の帰 世話を依頼すると、 数百円あったのが出雲屋を訪れ、二三百円持参する婦人の 勤めの男、 た。ここに神田 の十分の一の手数料を申し受ける者、 周旋屋」で、普通の周旋料のみならず持参金ある場合はそ 家に年老いた夫婦が安楽に暮していたが、これは 口」に係る詐欺 の婦人と新夫婦鴛鴦の契り浅からず当分は持参金の事も 「洋妾」ありと応えて話が纏まる。三日後の 終章の 月俸は六十円だが三十近くて未だ独身、 第二十章 [区某町の○○県士族花下長十郎と言う役所 のお話。 二十七八が二十四五にしか見えない別 出雲屋は横浜居留地七十五番館の英国 先ずは出雲屋に手数料一 東京向島に小綺麗な格子作りの平 媒介の口上」は、 出雲屋夢之助と言 標題通り「 の残りを持参 割の五十円 夜 「嫁婿の 負債が 出 「媒介と 雲屋 玉 0

は

か十分一の五十円丈けハ媒介口でも目的になりしとぞ」、 下は……「去るにても余り非道為媒介口と云ふたかどふだ親の世話の約定もあると聞かされていると述べるので、花 家賃の取り立てさえ来るに、妻は、花下が地所持ちで妻 沙汰無く打ち過ぎたものの、 人愕きかつ憤る処へ来るは米屋酒屋炭屋薪屋の勘定書き、 んと妻君に語らえば、 日になり花下は所々の買掛りより負債の割済み金まで払 妻君は洋妾でもなく一文無し、二 月日の経つは速し、早くも三

は、 金五円、 (本書) 名前尻野カル)も、 決文は、 末尾の一文は、以下の如し。 六月の監視に処すとされる。続く、本章 二頁に亘 |り「裁判言渡」の示され 例の刑法に因って重禁錮六月、 . る (婦 È 人

でお仕舞い。

如く喜憂ハ物の表裏の如し福貴を希ふ人の心も少し踏 大格子の中に赴く身となりしは実に禍福ハ糾へる縄 らず是迄向島なる小格子家に住居しも今より佃島なる し永物語りを暁天に鳴渡る詐欺否鷺と裏表なる鴉の声 み間違るときは忽ち禍憂に陥 右裁判を言 渡され夢之助は殊の外打萎れたるも無理な 11 、る夢の 世 の中 夢に夢み 0)

と云ふにぞ一先筆を擱くになん に呼び醒され耳を欹て能く聞けバアホウ (阿房)

それが「金」に関わって間違いが起こる処に有るのだか が一概に古くも悪しき風習とも言えないだろう。問題は と謂フヘシ」とあるのに尽きているのだが、「婚姻ノ媒介_ 珍奇ノ事件」「是レ則チ自由結婚ノ行ハレザル邦土ノ悪習 は、本文冒頭の頭評に「○本章ハ色ト欲トノ兼情ヨリ起ル 気に入りの締め方と覚しい。話戻って、第二十章について 状』と酷似して「夢」で終わるが、夢笑道人・萩倉耕造お

後半の締め方は、同じ南柯堂夢笑道人の処女作 『決闘 『詐欺』

件を小説化した試みは後にも先にも無かったのだから。 を揮った道人の存在を、今日我々は改めて評価すべく記憶 の人生を信仰、布教活動に投じ、そちらでまた旺盛な筆力 続いて、以降、小説的作物には筆を絶った道人だが、 に至るまで、警世の意味も含め、二十通りもの に留めて置いてよいのではあるまいか。本作の如き、今日 を十分に発揮していると言ってよい。『決闘状』『詐欺』と 〈詐欺〉事 残

注

一冊取っても、

興趣は尽きない。

(完

(付記)

本文中、

原文を尊重した為、漢字の字体・表記等に不統

5

1 論集』第三十五輯 拙稿「南柯堂夢笑道人『決闘状』ヲ読ム」(『成城國文學 平成二十五年三月

のだった。実用向けとフィクションと、小説と判決と批評 悪しくもヵ) 代を映す鏡、 来たが、いつの世も詐欺を始めとする犯罪というものは時 あり得べき詐欺の種々相を二十の章に亘って見て 智恵と行動力(活力?)が描き出されていた 明治は明治なりの良くも悪しくも(悪しくも

と……擬らした工夫に南柯堂夢笑道人萩倉耕造の筆は、

遊

漢字テクストの表象と日本文化にまつわる基礎的研究 平成二十三年度成城大学の特別研究助

な所があることをお断わりして置く。

による成果の一部である。

戯的分子を多分に含みつつも、初々しく且つ逞しい自在さ